

協定書事項の概要

建築物に関する基準等の概要		適用除外
1	建築物の用途 (1) 住宅（共同住宅・寄宿舍・下宿を除く） (2) 兼用住宅（店舗・事務所等の部分が一定規模以下のもの） (3) 病院・診療所 (4) 自家用自動車車庫 (5) 一定の店舗・飲食店等で当該用途部分が 2 階以下、かつ、床面積の合計 ≤ 150 m ² (6) 自家用倉庫 (7) 住宅建築業者の販売センター (8) 集会所 (9) 上記の建築物に類するもので、建築協定委員会で認めるもの	
2	容積率 10 分の 20 以下、建ぺい率 10 分の 6 以下とする。	
3	建築物の高さは、敷地地盤面から 10m 以下とする。	
4	建築物を 2 戸以上建てることを目的とする区画の分割はしてはならない。	
5	敷地の区画は、造成完了時の区画を分割してはならない。（区画数を増加させないものは除く）	同一土地所有者等に属する連続した 2 区画以上の区画を併合した場合、1 区画とみなすことができる。
6	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は 1m とする。	① 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下である建築物 ② 物置等の軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m ² 以内である建築物 ③ 自動車車庫で、軒の高さが 2.3m 以下である建築物
7	(1) かき、さく又はへいの高さは、敷地地盤面から 1.6m 以下とする。	生垣、門は除く。
	(2) 道路に面して設置するかき、さく又はへいは、生垣、透視可能なフェンス等とする。	敷地地盤面から 60 cm 以下の石積み等の上に植栽、透視可能なフェンス等は可能
8	敷地の地盤高を変更しない。	庭の修景等軽微なものは除く。
9	門扉は、内開き又は引き違いとし、外開きの場合は、開放時に敷地境界線を越えない。	
10	建築物等の色彩及び形態は、周辺の環境に調和し、かつ良好な住宅地にふさわしいものとする。	
11	敷地内の空地部分には樹木等を植樹し、緑化に努める。	
有効期間	知事の認可があった日から 5 年間 （※継続する場合、引き続き 5 年間有効）	